

2017年9月

IFRS® 財団  
IFRS® 基準のサポート

## 国際会計基準審議会の活動



リサーチ



基準の設定



導入



維持管理

## 導入と維持管理の支援



ウェビナー等  
の支援資料



移行リソー  
スグループ



会議



質問

IFRS解釈指針委員会





アジェン  
ダ決定



狭い範囲の  
基準設定

## 導入と維持管理の支援

 新しいIFRSの基準が公表されてから発効するまでの間、国際会計基準審議会（審議会）は、新しい基準の指針および要件の理解を深めるため、ステークホルダーを支援します。審議会はその活動を通して、各ステークホルダーが経験を重ねながら新しい基準を理解していく上で、その理解が広く一致するように促し、ひいては一貫性のある適用を支援します。たとえば、審議会は新しい基準の導入支援のために、移行リソースグループ（TRG）を設立することがあります。審議会は、主にIFRS解釈指針委員会（委員会）の活動を通して、既に効力のある基準の適用も支援しています。


 基準の導入と適用を支援するための審議会の活動の多くが、ウェビナー、解説記事、TRG会議の要約、委員会のアジェンダ決定の情報など、支援資料の作成にあります。

その過程では、新しい基準または修正された基準の導入に関するステークホルダーからの質問への対応および意見交換を行い、審議会が取り組む必要のある導入上の問題を確認します。

審議会の活動は、基準公開後も継続して行われます。審議会は、基準の導入およびその維持管理も支援します。

### IFRS解釈指針委員会

委員会は、審議会と共に基準の適用を支援します。

 委員会のプロジェクトは例外なく、基準に関する質問から始まります。その過程は次のようになることを目的としています。

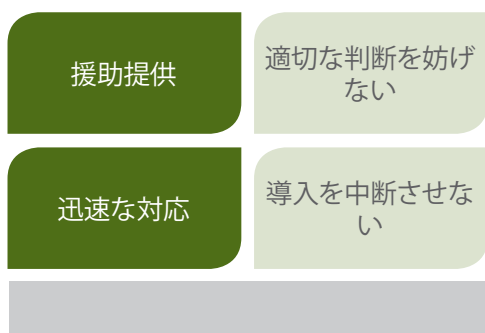
- ステークホルダーなら誰でも質問を提示することが可能であり
- 公開され透明性があること。言い換えれば、提出された質問は必ず意見交換会で検討されます。

その後、委員会は質問に対処するために基準設定が必要かどうか、または別の取り組みが必要かどうかを決定します。


基準の導入と適用を支援する上での審議会の課題はバランスを保つことです。

審議会は、他者による適切な判断を妨げたり、新基準の導入に必要な以上の混乱をもたらすことなく、質問に回答して、必要であれば基準設定に取り組むことによって援助を提供し、迅速に対応したいと考えています。

### 審議会の業務



## アジェンダ決定


 委員会は基準設定の推奨を見送ることがあります。その場合、基準設定について委員会が次のように判断したことが理由になります。

- 不要である - これは通常、委員会の見解では、企業が会計判断を行う上で、IFRS基準およびIFRIC® 解釈指針が十分な情報を提供しているため、または、会計に関するまん延した問題がないため。もしくは、
- 役に立たない - たとえば、新しい要件または修正された要件を導入することによって、特定の種類の取引に関してある企業を支援できたとしても、他の企業に対しては多少異なる種類の取引に関して疑問を提起することになりかねない。

基準設定を推奨しなかった理由を説明するために、委員会はアジェンダ決定を公表します。アジェンダ決定は適正手続きに従うものとし、決定に関して60日間コメントを受け付けており、委員会は最終決定の前に各コメントを検討します。


アジェンダ決定には、企業がIFRS基準を適用する上で有用な情報が含まれていることがよくあります。提出された質問に対して、基準の中で該当する指針や要件をどのように適用すればよいのかを説明をすることによって役立つ情報を提供しています。

### 狭い範囲の基準設定

 いくつかの質問から、通常の適正手続きに準じた狭い範囲の基準が設定されます。委員会では次のように決めることがあります。

- IFRICの基準の解釈指針を作成する。基準そのものを変更するのではなく、これを基準に要件を加える。または、
- 基準に対する狭い範囲の修正を推奨する。

## リサーチ

 審議会は通常、次の内容に対する十分な証拠を収集して初めて、基準設定プロジェクトを開始します。


- 会計に関する問題が存在する。
- 問題の影響が、基準設定を妥当であると考えするのに十分な数の企業に及んでいる。および
- 実行可能な解決策を見出すことができる。

新しい基準の使用開始から数年後、審議会は適用後レビューを実施して、その基準が目標を達成しているかどうかを確認します。

下記リンクをご覧ください：

[go.ifrs.org/research](https://go.ifrs.org/research)

## 基準の設定

 審議会が基準の改正や新しい基準案の公表を提案することに決定した場合、審議会はリサーチと公開の協議（コンサルテーション）を通して特定された問題を解決するために、あらゆるリサーチの内容を吟味して新しい要件を提案します。

基準の改正案や新しい基準案は、パブリックコンサルテーション用の公開草案に公開されます。審議会は、修正または基準を公表する前に、フィードバックを分析して提案の微調整を行います。

下記リンクをご覧ください：

Visit: [go.ifrs.org/projects](https://go.ifrs.org/projects)

## IFRSの解釈指針委員会のアジェンダ決定案を見る

① IFRS 財団のウェブサイト

下記リンクをご覧ください:

[go.ifrs.org/agenda-decisions](http://go.ifrs.org/agenda-decisions)

② 注釈付きIFRS® 基準 (緑色の本)

下記リンクをご覧ください:

[go.ifrs.org/eifrs](http://go.ifrs.org/eifrs)



## IFRS解釈指針委員会のその他の資料



会議の資料



会議の録音

下記リンクをご覧ください:

[go.ifrs.org/calendar](http://go.ifrs.org/calendar)



IFRIC® アップデート



IFRS基準別の支援資料

下記リンクをご覧ください:

[go.ifrs.org/supporting-materials](http://go.ifrs.org/supporting-materials)



コンサルテーションとフィードバック



International Financial Reporting Standards®

IFRS® Foundation

IAS®

IFRIC®

SIC®

IASB®

商標の使用国・登録国の詳細についてはIFRS財団までお問い合わせください。

Copyright © 2017 IFRS® Foundation. 不許複製・禁無断転載

国際本部

30 Cannon Street | London, EC4M 6XH | イギリス

電話: +44 (0)20 7246 6410

Eメール: [info@ifrs.org](mailto:info@ifrs.org)

アジア・オセアニアオフィス

〒100-0004 | 東京都千代田区大手町1-9-7 | 大手町フィナンシャルシティ | サウスタワー5階

電話: +81 (0)3 5205 7281

Eメール: [asiaoceania@ifrs.org](mailto:asiaoceania@ifrs.org)

ウェブサイト: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)